

会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度第1回行田市情報公開・個人情報保護運営審議会
開 催 日 時	令和2年5月22日（金） 開会；午後2時00分・閉会；午後3時00分
開 催 場 所	行田市産業文化会館2階2A会議室
出席者（委員） 氏 名	蔭山好信、井上文子、柳澤俊行、平野昭一、小林定春、柳原 功
欠席者（委員） 氏 名	長嶋道枝
事 務 局	菅原広志総務課長、白井克典総務課主幹、武藤郁代総務課主査
実 施 機 関	福原智市民課長、野中直人市民課主幹
会 議 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議事1 行田市コンビニ交付システムにおいて行田市の保有する個人情報データを地方公共団体情報システム機構と通信回線による電子計算機の結合を行い提供することについて（諮問）</li> <li>・ 議事2 令和元年度情報公開・個人情報保護制度運用状況の報告について（報告）</li> </ul>
会 議 資 料	次第及び関係資料
その他必要 事 項	傍聴人なし

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局	<p>委員の過半数が出席しているので、行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第6条第3項で規定するとおり、会を開くことができる。</p> <p>議事進行について、行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第6条第2項の規定により、議長を蔭山会長にお任せしたい。</p>
蔭山会長	<p>それでは、議事1「行田市コンビニ交付システムにおいて行田市の保有する個人情報を地方公共団体情報システム機構と通信回線による電子計算機の結合を行い提供することについて」、審議する。本件については、行田市個人情報保護条例第9条第2項に基づく諮問とのことである。条例第9条第1項2号の要件である、公益上の必要があるか、また、個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられているかどうかについて、議論をお願いすることになると考える。まず、事務局及び実施機関に説明を求める。</p>
事務局	資料に基づき説明
実施機関	資料に基づき説明
蔭山会長	何か意見等あるか。
井上副会長	既に全国の約40%の市区町村で導入が進んでいるとのことであるが、過去にトラブル等の事例はあるか。
実施機関	システムの動作不良などについては事例があるが、個人情報が漏えいした事例はない。

小林委員	<p>端末での印刷の不具合が生じた際に、コンビニの店員の方が作業をするとのことだが、コンビニの店員が個人情報をも不正に取得したり、漏らしたりしないような措置はとっているのか。</p>
実施機関	<p>コンビニ交付を行うに当たり、キオスク端末の設置店舗は、地方公共団体情報システム機構と契約をすることになる。その契約の中で、店舗ごとの管理者の設置や、守秘義務等、設置店舗における個人情報の取扱いについて定められている。</p>
蔭山会長	<p>他に何かあるか。</p>
柳澤委員	<p>公益上の必要性の観点について、システムを整備したとしても、もともとのマイナンバーカードがなければ利用できない。マイナンバーカードの取得率は、現在どのくらいなのか。</p>
実施機関	<p>令和2年4月末現在、マイナンバーカードの申請件数は130,001件、交付件数は10,727件である。本市の人口は約80,000人なので、取得率としては1割強である。</p>
柳澤委員	<p>マイナンバーカードの取得率の向上については、今後案内していくのか。</p>
実施機関	<p>そのとおりである。</p>
柳原委員	<p>専門的なことはわからないが、マイナンバーカードと住基カード、市民カードは違うものなのか。</p>
実施機関	<p>住基カードは、10年以上前に交付が始まったもので、今後マイナンバーカードの継承される形で運用される。住基カードの期</p>

	<p>限が来た方は、順次マイナンバーカードに切り替えていただくこととなる。市民カードは、市役所の本庁舎 1 回にある自動交付機を使用するためのものであり、令和 2 年 1 2 月末をもって廃止する予定である。</p>
平野委員	<p>令和 3 年 1 月 1 日からコンビニ交付を開始することだが、コンビニ交付が開始されると、市役所や公民館等では証明書の交付事務を行わなくなるということか。</p>
実施機関	<p>市役所の窓口での交付事務は引き続き行う。自動交付機での交付は、令和 2 年 1 2 月末で廃止となる。</p>
平野委員	<p>公民館等では証明書の交付事務を行わなくなるのか。そうすると、マイナンバーカードを取得している人が 1 0 % 程度しかいないということで、不便を感じる方もいると思う。</p>
実施機関	<p>現在証明書の交付事務を行っている公民館等については、令和 3 年 3 月末までは引き続き実施する。その間に、マイナンバーカードを使ったコンビニ交付に切り替えていただくよう周知していきたい。</p>
平野委員	<p>印鑑登録証はなくなるのか。</p>
実施機関	<p>印鑑登録証はなくなるらない。</p>
蔭山会長	<p>現在市役所本庁舎に置いてある、休日でも使用できる自動交付機のサービスについて、機械の老朽化等に伴い、コンビニ交付に代えるという話かと思う。そこを説明しないと議論がかみ合わない。</p>

井上副会長	確認であるが、令和3年3月末で、公民館等での証明書の交付事務は行わなくなる、ということでよいか。
実施機関	そのとおりである。
蔭山会長	平日における市役所本庁舎での交付事務は従前どおり行われるわけであるから、休日等の時間外で発行していた自動交付機による交付が、コンビニ交付に代えられるということであると考ええる。身近なコンビニを利用すれば、市役所に行かなくても、発行が可能になるという点で、利便性が増す。
井上副会長	私は太井地区に住んでいるが、地域公民館で証明書の交付を受けることも多い。もしマイナンバーカードを持っていない方は、証明書の交付を受けたい場合は、市役所まで来る必要があるということか。
実施機関	令和3年3月末からは、マイナンバーカードをお持ちでない方は、市役所の市民課の窓口にご足労いただくということになる。
井上副会長	本市の全てのコンビニがコンビニ交付可能なキオスク端末を導入する予定なのか。
実施機関	市内には33店舗のコンビニがあるが、キオスク端末を置かない店舗が2店舗あると聞いている。
井上副会長	証明書の交付に係る手数料は変わるか
実施機関	現時点での検討状況では、手数料に変更はない予定である。

井上副会長	キオスク端末を導入する費用は、どこが負担するのか。
実施機関	コンビニが負担する。
柳原委員	コンビニがどの地域にも満遍なくあればよいのだが、私の住んでいる荒木地区などでは、公民館の方が近く、コンビニには車で行けないという方もいる。開庁時間も気にせず、どこでも交付を受けられるという利便性はわかるが、そのような方のことも考えていかないとならないと思う。
実施機関	市としても、今、仰られたような観点についても検討を重ねてきた。その中で、コンビニ交付が開始する令和3年1月から、というのではなく、令和3年3月末までの期間を設け、今まで公民館等で交付を受けていた方に向けての周知を進め、マイナンバーカードの取得及びコンビニ交付の利用をご検討いただくように準備しているところである。
蔭山会長	コンビニ交付に係る周知、広報については、いつごろから始める予定なのか。
実施機関	市報への掲載としては、7月又は8月、制度実施の半年程度前には進めたいと考えている。また、各公民館等にも協力いただき、掲示や声かけによる啓発を進めながら、なるべくご不便をおかけしない形で、スムーズに切り替えられるようにしたい。
蔭山会長	自動交付機の廃止について、機械が老朽化しているという事情もあるのか。代替性のない機械で、修理に過分の費用がかかるだとか、修理しても市民のニーズに応えられない、というような理

<p>実施機関</p>	<p>由があれば、コンビニ交付に係る公益性がより十分に認められると思う。</p> <p>自動交付機については、工場から、製造をやめる予定であるという話をいただいている。</p>
<p>蔭山会長</p>	<p>機械の製造をやめるとなると、部品等々の供給もままならない事態が予想されることから、そういった事態が招来される前に切り替えようということか。各委員から出た意見のように、市民の皆さまにご不便を強いることになることもあるとは思いますが、周知の徹底等市のサポートで埋めていってもらいたいと思う。</p> <p>さて、個人情報保護の観点から議論していくと、まず、条例第6条第3項第8号にて、実施機関は、審議会の意見を聴いて特に必要があると認めるときは、本人以外の者から収集することができるということとなっている。本件については、本人以外の者からの収集ということになるのか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>既に本市で保有している住民基本台帳等の情報を交付するものなので、新たに個人情報を収集するものではないと考える。</p>
<p>蔭山会長</p>	<p>それはわかるが、L G W A Nにより、地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターを通じて情報がやり取りされるとなると、第三者からの収集にはならないか。</p>
<p>柳澤委員</p>	<p>直接住民から地方公共団体に申請されれば、本人からの収集ということになるが、間に地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターが入ることによって、これが第三者に該当するのではないか、ということですね。</p>

事務局	<p>その点に関しては、委託業務として行う予定であることから、市に成り代わって、地方公共団体情報システム機構が市の業務を遂行するものであるので、外部の者、第三者を通すということにはならないと考える。</p>
蔭山会長	<p>そうすると、事務局としては、審議会として条例第6条第3項第8号に係る意見を述べる必要はないとの考えでよいか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。コンビニ交付においては、その申請自体が本人の意思があって行われていることであるので、その目的に沿ったものであれば、収集について本人から異議はないのではないかとということもある。</p>
蔭山会長	<p>そうすると、審議会としては、先程の、条例第9条第1項第2号に規定する、公益上の必要があるかということと、個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられているかということ、この2点について、意見をまとめることとなる。まず、公益上の必要性について、何か意見等あるか。</p>
柳澤委員	<p>市内において利用する場合もそうだが、全国どこでも利用できるとなると、例えば都内に行った際でも必要に応じて証明書の交付を受けることができる。公民館等での交付事務の取扱い等の論点はあるが、コンビニ交付それ自体についての利便性はあると思う。</p>
蔭山会長	<p>証明書を所在地で取らなければならなかったり、郵送で手続きする場合もあることを考えれば、例えば住居を離れて暮らしている方が簡単に取れるようになるので、公益性を満たす場合は十分にあるといえる。問題は、その、公民館等での交付事務等、今ま</p>

	<p>で受けられていたサービスを、どうやって市がカバーするか、というところである。</p>
井上副会長	<p>そういった市からのサポートがあれば、公益性はあると思う。</p>
蔭山会長	<p>団体にはたらきかける等して、不便となりそうな地域に端末を出していただくなどすれば、さらに公益性は増すと思うので、そういった市としての努力を期待したい。それでは、審議会として、本件に係る公益上の必要を認めるということによいか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
蔭山会長	<p>次に、個人情報権利利益の侵害を防止するための措置が講じられているかについて議論いただきたい。先程の実施機関の説明では、交付される証明書には、コピーすると、コピーであることの表示が浮かんでくるという措置が取られているということであった。</p>
実施機関	<p>偽造防止の措置は、印刷時に施される。</p>
蔭山会長	<p>コンビニの店員の方が、キオスク端末のすぐそばに立っていることなどはないか。操作者が不得手な場合だと、手伝ってもらうこともあると考える。</p>
実施機関	<p>各コンビニの具体的な運用について直接的に統御することは難しいと思うが、そのような場合だと、操作手順を表示するようにしている店舗もあると聞いている。</p>
蔭山会長	<p>オンライン回線に係るセキュリティ措置について、外部に漏れ</p>

	る心配は全くないということによいか。
実施機関	コンビニ交付に係る専用通信回線を利用する。
蔭山会長	他に質問等あるか。
柳澤委員	コンビニのキオスク端末上のデータは廃棄されるとのことだが、市役所のほうでは、いつ、どこで発行されたかの記録は残るのか。
実施機関	記録は残る。
柳澤委員	何かあったときには、それで確認できるということか。
実施機関	そのとおりである。
蔭山会長	それでは、審議会として、本件について、個人情報の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられているとしてよいか。
委員	異議なし。
蔭山会長	それでは、審議会として、本件について、条例第9条第1項第2号の各要件が満たされているものとする。以上で、議題1「行田市コンビニ交付システムにおいて行田市の保有する個人情報を地方公共団体情報システム機構を通信回線による電子計算機の結合を行い提供することについて」の審議を終了することとする。
実施機関	退席

蔭山会長	それでは、議題２「令和元年度情報公開・個人情報保護制度運用状況について」、事務局から説明を求める。
事務局	資料に基づき説明
蔭山会長	何か質問等あるか。
委員	質問等なし
蔭山会長	それでは、議題２「令和元年度情報公開・個人情報保護制度運用状況について」の審議を終了する。その他、事務局から何かあるか。
事務局	諮問案件について、今回ご審議いただいた内容をまとめ、意見書を作成することとなる。会長と素案を作成し、素案を各委員に郵送等で送付、ご確認いただき、確定させるという手順で行い、新たに意見書確定のための会議開催はしないということによろしいか。
委員	異議なし
蔭山会長	それでは、以上で、令和元年度第１回情報公開・個人情報保護運営審議会の議事を終了する。